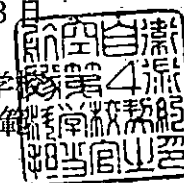


令和4年 9月13日  
契約担当官  
航空自衛隊第4術科学  
会計課長 年徳清 筆



「航空自衛隊熊谷基地第4術科学学校におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもって郵送等により申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達番号	件名	納入 (履行) 場所	納期 (履行期限)	見積 依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積 合わせ の日時	防衛省 競争参加資格 (全省庁統一資格)	参加 条件	備考
1	役務	3038	炊飯釜洗浄機1号の修理	航空自衛隊 熊谷基地	4.10.14	4.9.13	4.9.26 15:00	4.9.27	役務の提供等 等級：C D	実施要領第5 条のとおり	担当： 小倉
2	役務	施-34	天窓修理	航空自衛隊 熊谷基地	5.3.31	4.9.13	4.9.26 15:00	4.9.27	役務の提供等 等級：C D	実施要領第5 条のとおり	担当： 小倉

詳細については、熊谷基地HP掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼について」及びオープンカウンター方式実施要領等によるほか、下記にお問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（仕様書等を公表している場合を除く。）

〒360-8580

埼玉県熊谷市拾六間839 航空自衛隊熊谷基地  
第4術科学学校業務部会計課契約班

電話 048-532-3554 内線 517 FAX 048-532-4152

# 見 積 書

契約担当官  
航空自衛隊第4術科学校  
会計課長 年徳 清範 殿

内 訳

品 名 ( 件 名 )	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額
炊飯釜洗浄機1号の修理	仕様書のとおり	1	台		

総 額

¥

(消費税及び地方消費税額は別途請求します。)

履行期間

契約締結日

～

令和4年10月14日

履行場所

航空自衛隊熊谷基地

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	仕様書番号
	性質による分類	個別仕様書	熊谷 LPS-Q 7.3 0 2 3 1
物品番号			令和 4 年 9 月 5 日 承認
			令和 4 年 9 月 5 日 作成
品名 又は 件名	炊飯釜洗浄機 1 号の修理		作成 部隊等名 第 4 術科学校 業務部業務課

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊熊谷基地で使用している炊飯釜洗浄機 1 号の修理について適用する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は次による。

#### 1.2.1 修理

修理とは、炊飯釜洗浄機 1 号及びその構成品全での修理をいう。

#### 1.2.2 器材等

器材等とは、修理に必要な器材及び部品をいう。

#### 1.2.3 監督官等

監督官等とは、官側の監督官及び検査官をいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### その他

製造会社が示す取扱説明書

地方調達に係る標準監督・検査実施要領（補本計第 1 4 0 号 1 0 . 3 . 1 9 別冊第 1）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

#### 2.1.1 全般

契約相手方は、現在設置されている炊飯釜洗浄機 1 号の修理を実施するものとする。

#### 2.1.2 対象品目

対象品目は、表 1 のとおりとする。

表 1—対象品目

物品番号	品名	規格	数量	備考
7320-424-8898-5	炊飯釜洗浄機 1号	FADL3-5MWRS	1式	洗浄ポンプ

### 2.1.3 修理場所

修理場所は、熊谷基地隊員食堂（別図第1，別図第2のとおり）とする。

### 2.1.4 修理

- a) 修理は、製造会社が表示取扱説明書に基づき実施するものとする。
- b) この修理作業において使用する器材、資材は契約の相手方が準備するものとする。
- c) 修理で発生した梱包資材については、契約の相手方において処分するものとする。

### 2.1.5 調整

修理完了後、製造会社が表示取扱説明書に基づき調整を実施するものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 監督・検査

監督及び検査は、地方調達に係る標準監督・検査実施要領に基づき実施する。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

契約の相手方は契約締結後、役務実施に先立ち、作業工程表（様式任意）を作成し、速やかに官側に提出、確認を受けるものとする。

### 4.2 秘密保全・安全管理

- a) 契約の相手方は、基地内で知り得た情報を、関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約の相手方は、基地内における写真撮影について必要な場合のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、データ及びフィルムについては、検査官に提出後完全に消去し、保持しないものとする。
- c) 契約の相手方は修理作業を実施するにあたり、安全に留意し、事故防止に努めるものとする。

### 4.3 その他必要な事項

#### 4.3.1 官側における支援

契約の相手方は、基地の電力及び水を使用する必要がある場合、監督官と調整するものとする。

#### 4.3.2 基地内調整事項

契約の相手方は、基地内の車両運行等については監督官の指示に従うものとする。

#### 4.3.3 損害賠償

契約の相手方は、修理作業実施において、物品または施設を損傷あるいは亡失させた場合、契約の相手方の責任において、速やかに修復、弁償するものとする。

#### 4.3.4 不具合発生時の処置

契約の相手方は、作業実施にあたり、関連機器の不具合及びその他の原因により、役務履行が困難な場合は、監督官を通じて契約担当官と協議するものとする。

#### 4.3.5 仕様書の疑義

この仕様書の内容に疑義が生じた場合には、監督官を通じて契約担当官と協議するものとする。

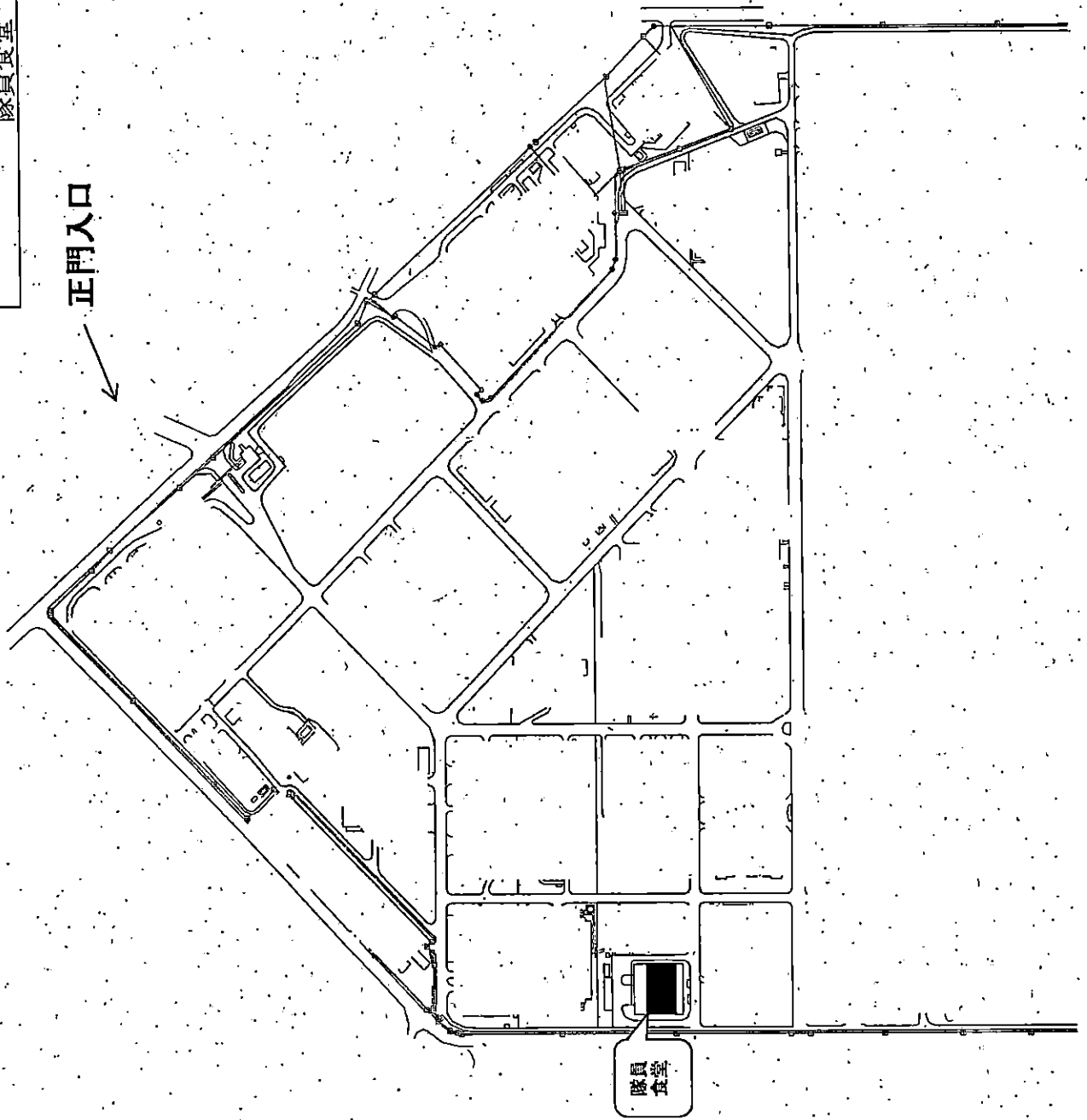
件名又は品名

炊飯釜洗淨機1号の修理

別図第1

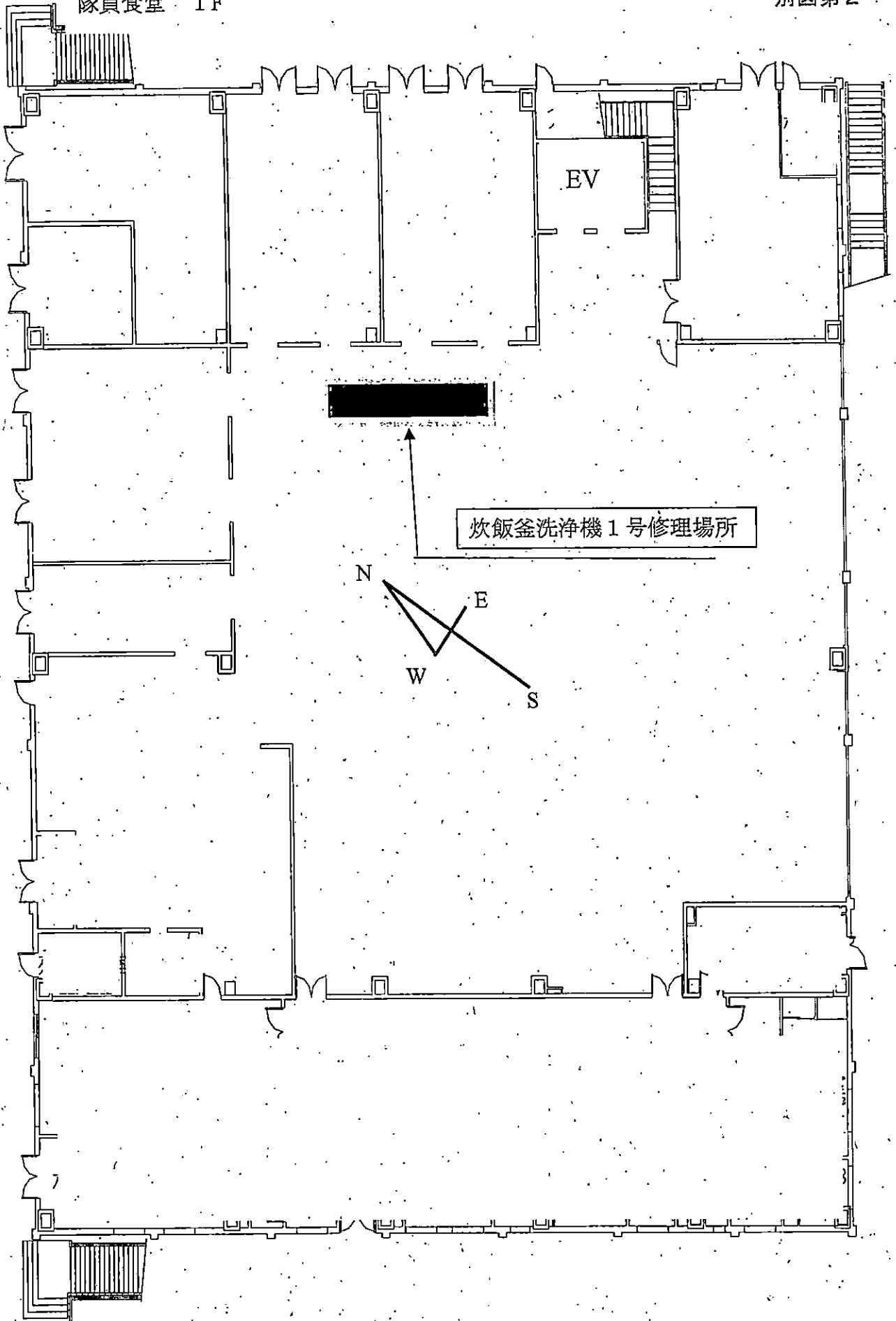
場所  
隊員食堂

正門入口



隊員食堂 1F

別図第 2



炊飯釜洗淨機 1号修理場所

# 見積書

契約担当官  
航空自衛隊第4術科学校  
会計課長 年徳 清範 殿

## 内 訳

品名(件名)	規格	数量	単位	単価	金額
天窓修理	仕様書のとおり	1	式		

総額

¥

(消費税及び地方消費税額は別途請求します。)

履行期間

契約締結日

～

令和5年3月31日

履行場所

航空自衛隊熊谷基地

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出します。

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者名





航空自衛隊熊谷基地役務仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	仕様書番号	
	性質による分類	熊谷一施0085	
物品番号		承認	令和 4年 9月 9日
件名	天窓修理	作成	令和 4年 9月 9日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊名等	第4術科学校業務部施設課

### 1 総則

#### (1) 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊熊谷基地隊舎に設置されている天窓の修理について適用する。

#### (2) 履行基準

本仕様書に基づき実施するものとする。

### 2 修理に関する要求

#### (1) 修理の内容

天窓の修理

#### (2) 修理場所

調達要領指定書による。

#### (3) 対象機器

調達要領指定書による。

#### (4) 修理の細部内容

調達要領指定書による。

#### (5) 使用材料

調達要領指定書による。

### 3 品質保証

#### (1) 監督及び検査

監督及び検査は、地方調達に係る標準監督・検査実施要領による。

#### (2) 検査

完了検査は、すべての提出書類を提出後に実施する。

## 4 その他の指示

## (1) 提出書類

受注者は、次に示す書類を提出するものとする。

番号	書類名	提出期限	部数	備考
1	実施工程表	速やかに	1	
2	業務責任者通知書	契約後 1 4 日以内	1	社員証明書類を添付
3	材料検査願	搬入の都度	1	材料検査簿を添付
4	日誌	翌日	1	受注者仕様
5	打合せ簿	その都度	1	
6	発生材報告書	完了検査日	1	発生材調書を添付
7	写真	完了検査日	1	製本版
8	完了通知書	完了検査日	1	

## (2) 業務管理

ア 業務責任者は、作業現場の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行うとともに、常に安全確保に留意し、事故の防止に努めるものとする。

イ 本修理の履行に際して、基地内の物品及び施設等を汚損又は破損させた場合は、受注者の責任において、速やかに原形に修復するものとする。

ウ 受注者は、本仕様書に明示なき事項及び履行上疑義が生じる事項は、監督官に確認し、必要に応じて契約担当官と協議するものとする。

エ 本仕様書に明記なき事項といえども、技術的に当然必要な事項は、受注者の負担により実施するものとする。

## (3) 発生材の処理

ア 発生材調書により官側が引き継ぐ発生材の金属類（有価物）は、監督官の指示した場所へ種別ごとに整理し、集積運搬するものとする。

イ 上記以外の発生材は場外処分とし、関係法令等に従い適正に処理するものとし、産業廃棄物管理票、産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の各許可証の写しを提出するものとする。

## (4) 基地内における遵守事項

ア 入出門手続き及び車両の運行及び火気の使用等は、熊谷基地規則及び監督官の指示を厳守するものとする。

イ 修理場所及びその経路並びに厚生施設（売店）以外への立ち入りを禁止する。

## (5) 秘密保全上における遵守事項

ア 修理写真は、携帯電話等（携帯電話、スマートフォン及びタブレットなどの情報通信機器）での撮影を禁止する。

イ 整備に関係のない撮影を禁止する。

ウ 携帯電話等は車内又は建物内の指定場所に保管し、官側の事務所内へは持込まないこと。また、携帯電話等の通話及び使用は、屋外で行うこと。

エ 本仕様書は、修理関係者以外への貸与、複製及び閲覧を禁止し、修理終了後は速やかに監督官に返納するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	施-34
	調 達 要 求 年 月 日	令和 4年 9月 9日
	作 成 部 課	第4術科学校業務部施設課
	作成年月日	令和 4年 9月 9日

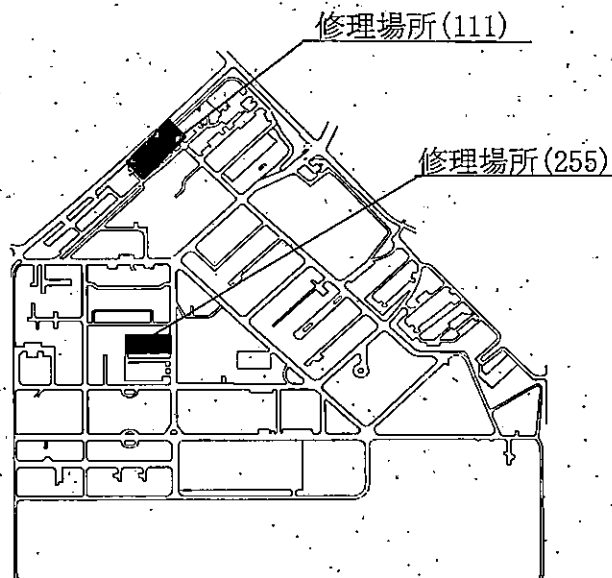
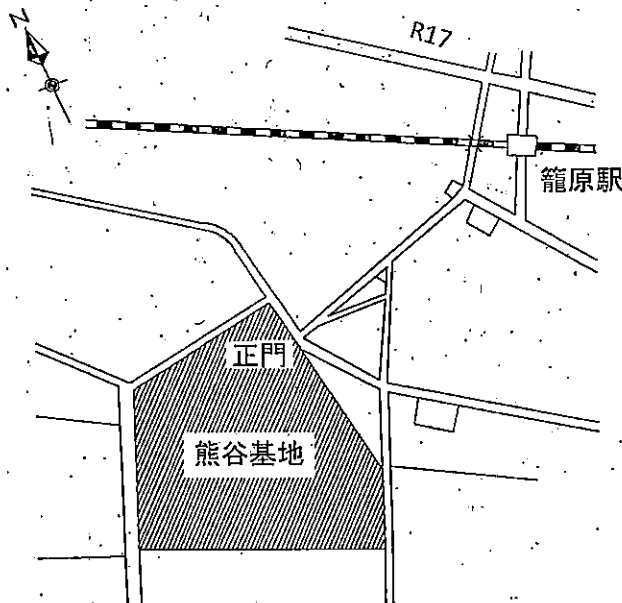
品名又は件名 天窓修理

仕様書番号 熊谷-施0085

指定事項：修理場所、対象機器、修理の細部内容及び使用材料については、  
次のとおりとする。

2

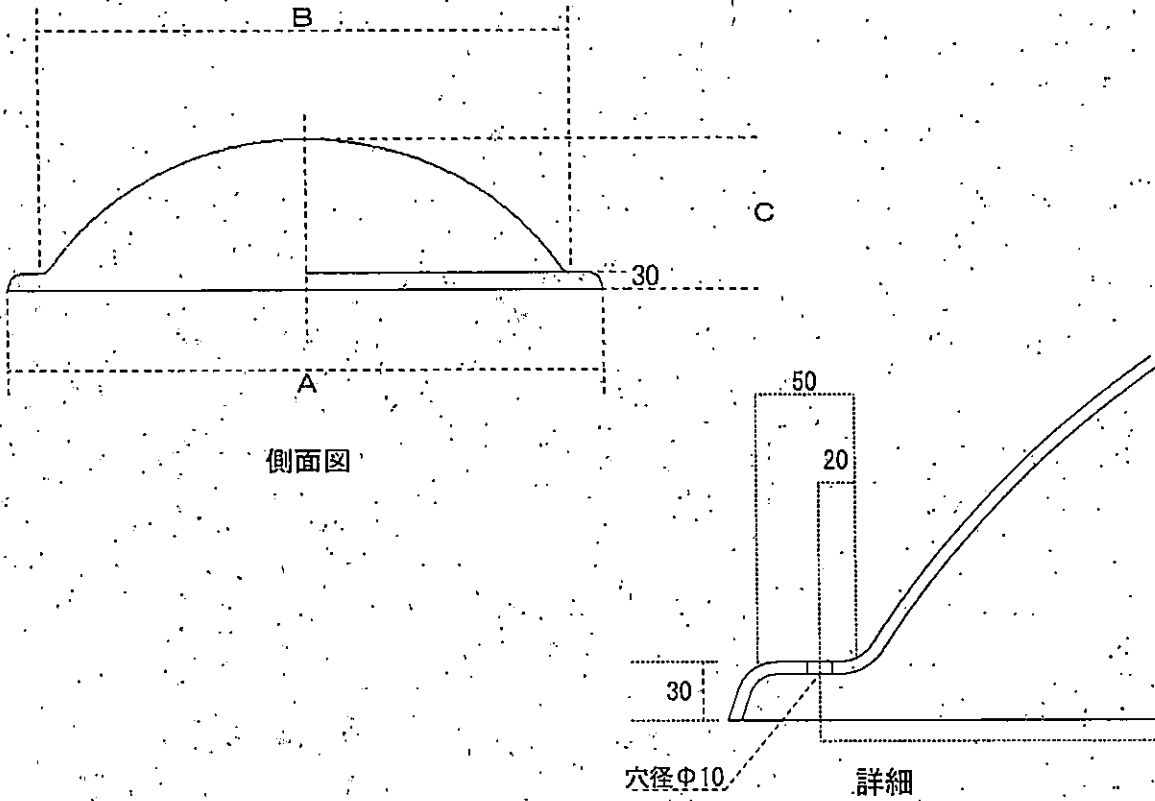
(2) 修理場所



2

(3) 対象機器

建物番号 (111) 及び (255) の天窓用カバー



配置場所	サイズ	A	B	C	ボルト穴
255	角90	1034	900	280	12
111	角160	1734	1600	480	20

2

(4) 修理の細部内容

- ア 既設天窓用カバーの更新、
- イ 取付後の確認及び調整、その他必要な措置
- ウ 実施予定日をあらかじめ監督官と調整するものとする。
- エ 発生材は、発生材調書により引き継ぐものとする。

2

(5) 使用材料

本修理に使用する材料は、次に記載する規格品、製造所の製品又は同等品以上とする。

品名	規格	個数	備考
天窓用カバー	角90	3	
天窓用カバー	角160	1	
上記以外の製品	JIS又はJAS規格品		同規格品がない製品を除く。